



国保税の税率は据え置きに決定

令和8年度より、子ども・子育て支援金分が追加

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、国保税の負担軽減のため、基金（預金）から国保会計に減税財源を繰り入れ、運営しています。今月号では、国民健康保険制度と本年度の国保税率改定についてお知らせします。

国民健康保険とは

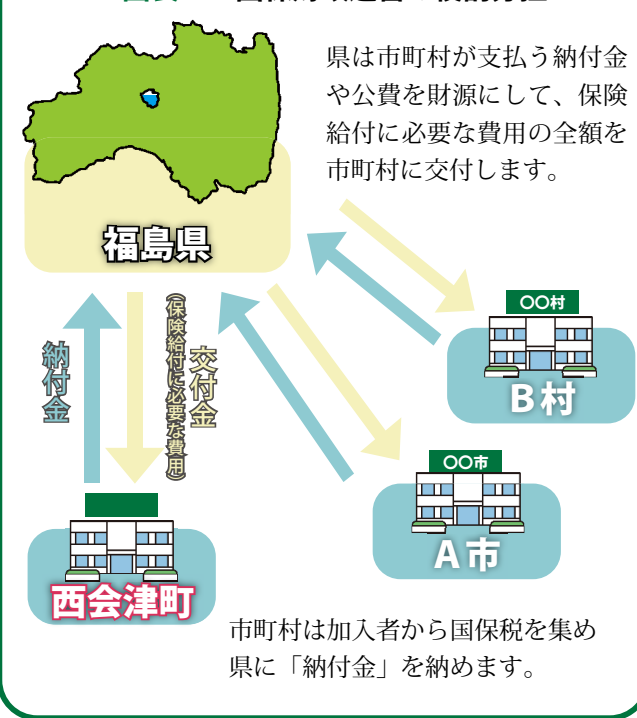
国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

町と県が協力して運営

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

図表1 国保財政運営の役割分担



県の役割

都道府県と市町村は、ともに国民健康保険の保険者となり、協力して運営を担い、安定的な財政運営と効率的な事業を行っています。（図表1を参照）。

県は、市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を全額、各市町村に交付します。

また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

町は、資格確認等の交付事務や保険給付などの申請・届出の受付、給付、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業を行っています。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

子ども・子育て支援

納付金制度

本年度より、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、新しく「子ども・子育て支援納付金（子ども分）」が創設されました。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状況によって決める「後期高齢者支援金分」③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護分」④新設された「子ども分」の4つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。

国保税必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から、国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。

また、税額は、4つの区分ごとに所得割・均等割・平等（世帯）割の3方式で算定されます。

本年度の税率と税額

医療分

納付金や保健事業費等の支出費用から、国保税の必要額を算出して税率を算定します。本年度は、物価高騰によ

日頃から「健康」を意識

町では、疾病の早期発見・早期治療に向け、各種健（検）診を実施しています。国保の特定健診は、1年に1回、9千円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。

また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の習慣化と「健康ポイント手帳」の取り組みを推進しているほか、人間ドック助成事業に取り組んでいます。



〈問い合わせ先〉

●国保税について

町民税務課 税務係
☎ 45-2212

●資格確認等について
健康増進課 国保係
☎ 45-4532



◆入院時食事療養費
食料費高騰などを踏まえ、令和8年6月から入院時の食事代が改定されました。

◆高額療養費

医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮した上で令和8年8月から高額療養費の上限額が見直されます。

資格確認等の更新と返却

8月に国民健康保険資格確認書等と後期高齢者医療資格確認書等が更新されます。新しい資格確認書等は、7月下旬までに、国保は世帯主、後期高齢者医療は本人宛てに郵送されます。なお、「資格情報のお知らせ」が交付されている人は、記載内容に変更がない限り更新の交付はありません。

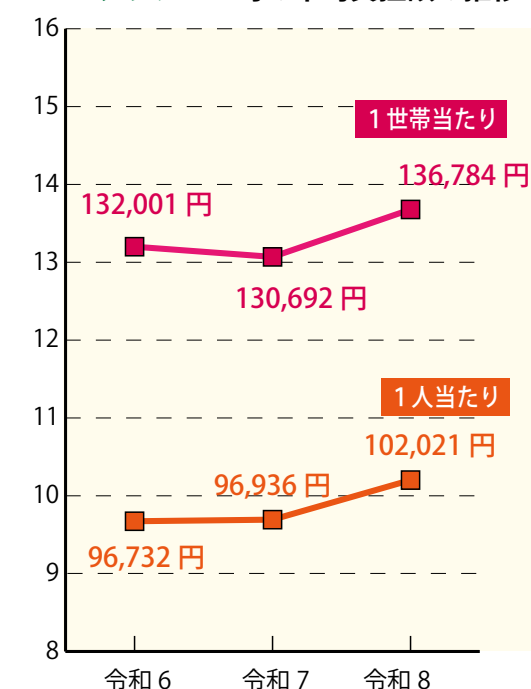
※有効期限が過ぎた資格確認書は町役場に返却するか、個人情報に注意し裁断するなどにより破棄してください。

※（ ）内は前年度比

図表2 令和8年度の税率と税額

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	〈新規〉子ども分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	5.2% (± 0%)	2.68% (± 0%)	1.94% (± 0%)	0.26% (± 0%)	51% (+ 2%)
均等割	国保加入者1人当たりの負担額	20,400 円 (± 0 円)	10,400 円 (± 0 円)	10,600 円 (± 0 円)	1,000 円 (18 歳以上均等割 60 円)	35% (± 0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	12,400 円 (± 0 円)	6,600 円 (± 0 円)	5,000 円 (± 0 円)	800 円	14% (- 2%)

グラフ1 町の平均負担額の推移





議案21件を審議・可決

6月町議会定例会報告

6月9日から15日までを会期に開かれた令和8年第4回町議会定例会では、条例の一部改正や令和8年度補正予算など議案21件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項 報告から

熊沢地内における建物火災

4月26日、群馬地区・熊沢地内で発生した建物火災により、住家全焼3棟のほか近接する空き家や小屋、土蔵の半焼、部分焼などを含む建物11棟が火災に見舞われました。焼損面積は約750平方メートルと近年にない大規模な被害となりましたが、人的被害は軽度の火傷などにとどまったほか、隣接する林野への延焼を食い止めることができました。

休日の夜間にも関わらず、消火活動に尽力いただいた関係各位に改めて衷心より御礼を申し上げます。

町では、引き続き町消防団や消防署との連携を強化し、消防資機材の充実や予防消防など消防防災体制の充実強化を図り、万一の事態に備えていきます。

ふるさと住民登録制度の モデル事業

総務省では、地域の担い手確保や活性化を目的とした「ふるさと住民登録制度」の創設に取り組んでおり、本町が全国の地方自治体の参考事例となる「個別市町村モデル」に選ばれました。

本制度は、実際の居住地に関わらず関心や愛着を持つ人々たちを「ふるさと住民」とし

て登録し、本町からの継続的な情報発信や地域活動への参画機会を提供することで、関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげるものです。

町では、全国モデルの先進事例を構築する好機と捉え、積極的に関与するとともに提供サービスの具体化に向けた検討を進めていきます。

鳥獣被害の防止対策

昨年度の有害鳥獣捕獲件数は、イノシシが130頭、ツキノワグマが90頭、ニホンザルが47頭、ニホンジカが2頭となりイノシシとツキノワグマは過去最多の捕獲頭数となりました。

町では、鳥獣被害防止対策

を一層強化するため、本年度より捕獲報償金および鳥獣被害防止パトロール賃金の増額や銃取得費用の補助制度を創設するなど捕獲に係る負担軽減・人材の確保に努めています。また、昨年度に引き続き有害鳥獣を誘引する恐れのある未利用果樹木の伐採事業のほか、集落ぐるみでの対策強化として「鳥獣被害対策研修会」を開催するなど、自治区に合った効果的な被害防止対策を推進します。

ジビエ活用に向けた取り組み

町では、イノシシやツキノワグマなど野生鳥獣の肉（ジビエ）を地域資源として活用し地域経済の活性化や交流人口の拡大につなげていくため出荷制限解除に向けた取り組みを進めています。

5月24日に開催した「西会津なつかし car ショー2026」では、野生鳥獣肉の利活用を町内外へ広くPRするため町内の飲食店や加工事業者の皆さんの協力の下、ジビエ料理を提供しました。

5月には、自由民主党の鳥獣被害対策特別委員会および鳥獣食肉利活用推進議員連盟、鳥獣捕獲緊急対策議員連盟に所属している国会議員や農林水産省鳥獣被害対策室などを訪問し、本町のジビエ利活用に向けた取り組みや出荷制限解除に向けた要望活動を行いました。また、同委員会・同議員連盟が東京都内で開催した「ジビエ食事会」においても、ジビエ振興に取り組んでいる秋田県知事や群馬県知事などとともに招待いただき、ジビエ利活用への支援について要請をしました。

こうした活動を踏まえ、今後整備予定の食肉処理加工施設に係る活用可能な国の補助事業の申請準備を進めるため、今次補正予算に基本設計委託費を計上しました。町では、今後も国などへ出荷制限解除に向けた支援を要望するとともに、定期的な検討会の開催やPRイベントなど飲食店・加工事業者の皆さんと連携しながらジビエ利活用に向けて推進していきます。

可決された主な議案

◆町税条例の一部改正（専決処分）Ⅱ 地方税法の一部改正に伴う所要の改正

◆令和7年度一般会計補正予算（第12次）（専決処分）Ⅱ 本年3月議会後に額が決定した特別交付税や地方譲与税などについての補正

◆町民バス運行条例の一部改正Ⅱ 運営会社の合併に伴い野沢坂下線の終点を変更

◆町国民健康保険税条例の一部改正Ⅱ 物価高騰の影響を考慮するとともに国保加入者の負担軽減を図るための国保運営基金からの減税財源の繰入れによる税率の据え置き

◆令和8年度一般会計補正予算（第1次）Ⅱ ジビエ食肉処理加工施設に係る基本設計・関係費計上による増額

◆監査委員の選任への同意Ⅱ 鈴木和雄さん（山口）の選任に同意

◆農業委員会委員の選任への同意Ⅱ 12人の選任に同意

◆財産の取得Ⅱ 温泉用深井戸水中ポンプ・除雪ドーザ・小型除雪ロータリを取得

西会津中学校が文部科学大臣表彰を受賞

5月15日、西会津中学校の中野富全校長と玉木薫子教諭が町役場を訪れ、令和8年度子供の読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞したことを薄町長に報告しました。西会津中学校では、読書をする機会を広げるため校内の伝統行事としてビブリオバトルを実施しているほか、図書館でじっくり読書する「熟読」に力を入れており、このことが高く評価され受賞となりました。

写真左から高田教育長、薄町長
玉木教諭、中野校長▶



＼あなたの一票 明るい未来／
任期満了に伴う福島県知事選挙が
10月25日（日）に実施されます

大切な一票です。棄権しないで投票しましょう。
なお、下記の投票制度もありますので活用ください。

◆郵便投票制度について

身体に重度の障がいがある人や介護保険法上の要介護5の人は、郵便により自宅で投票できる制度があります。対象は障がいの種類や程度により異なるため、希望する場合は問い合わせください。



【問い合わせ先】町選挙管理委員会
☎45-2211

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

